平成19年8月22日(水) 愛知県県民生活部県民生活課 消費生活相談・商品テストグループ 担当 原・渡辺 内線5031・5032 (ダイヤルイン)052-954-6165

# アポイントで誘い出し、高額な絵画の購入を勧誘

~ 愛知県初!絵画販売業者に対し業務停止を命じました ~

販売目的を隠してショールームに誘い出し、消費者に十分な資力がないことが分かっていながら次々に絵画の購入契約を締結させていた事業者に対し、平成19年8月22日付けで特定商取引に関する法律(以下「法律」という。)に基づく業務停止命令並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下「条例」という。)に基づく勧告を行いました。

#### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社二ホン画廊 代表取締役 池田勝光 所 在 地 名古屋市中区栄三丁目 3 1 番 7 号 大河内ビル 3 階 事業概要 訪問販売 又は店舗販売による絵画等の販売

販売目的を告げずに誘い出して契約を結ばせるアポイントメントセールスは、「訪問販売」に当たります。

## 2 営業員が行っていた勧誘の主な手口

- ・ 本をあげるからという口実でショールームに誘い出し、断っているにも関わらず執拗に勧 誘を続け、次々に絵画の購入契約を締結させ、信販の契約書に虚偽事項の記載を示唆した。
- ・ 絵を見せたいという口実でショールームに誘い出し、断っているにも関わらず長時間の 勧誘を続け、収入が少ないことが分かっていながら、高額な絵画の購入契約を締結させた。 さらには、契約をしていないのに、虚偽の契約書を作成した。
- ・ 帰る意思を表示している消費者に執拗に勧誘を続け、絵画の購入契約を締結させた。その 数日後にも電話で販売目的を告げずに呼び出し、拒否の意思を表示している消費者に勧誘を 続け、就職前の学生に、多額な絵画購入契約を締結させた。

## 3 指示・勧告の内容

	华	寺定商取引法第2条第1項第2号に規定する訪問販売(キャッチセールス、アポイ		
業	ン	〜メントセールス)として行う次の業務を平成19年8月23日から11月22日		
務	まで	までの3か月間停止すること。		
停止	ア	訪問販売に係る売買契約について勧誘すること		
命	1	訪問販売に係る売買契約の申し込みを受けること		
令	ウ	訪問販売に係る売買契約を締結すること		
勧	ア	商品を販売する意図を明らかにせず、若しくは商品を販売すること以外のことが		
	711	E要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝によ		

り消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為をしないこと。(条例施行規則第2条第1号)

イ 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧 的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為をしないこ と。(条例施行規則第2条第8号)

告

- ウ 長時間にわたり、反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する 等の迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結 させる行為をしないこと。(条例施行規則第2条第11号)
- エ 消費者に対し、年齢、職業、収入等の契約を締結する上で重要な事項を偽ることを唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為をしないこと。(条例施行規則第2条第18号)
- オ 消費者が商品を購入するため金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用を供与し、又はそのような信用の供与を伴う契約を締結させる行為をしないこと。(条 例施行規則第3条第2号)

# 【参考】

## 1 県での相談受付状況

- ・ 受付件数(147件)
  - 平成 1 4 年度 2 8 件、平成 1 5 年度 2 8 件、平成 1 6 年度 1 8 件、 平成 1 7 年度 2 8 件、平成 1 8 年度 3 7 件、平成 1 9 年度 (4~6月)8 件
- · 契約者年齡
  - 10歳代 1件、 20歳代 121件、 30歳代 13件、 40歳代 7件、 50歳代 1件、 不 明 4件
  - 平均 25.2歳(最低19歳、最高52歳)
- 契約金額(千円未満切捨て)平均 1,704千円(最低23千円、最高14,132千円)

## 2 業務停止命令・勧告の対象となる不当な取引行為の例

不当な取引行為	根拠法令
<ul> <li>・「あげたいものがあるから店に来るように。」と言われたので出向いた。</li> <li>絵を買ってほしいというような話はまったくなかった。</li> <li>・「頼みたいことが、あるので来てほしい。」と電話で言ってきた。</li> <li>・「絵を見せたい。」と連絡があり行った。「絵を見に来て」とは言われたが、「買って下さい」という言葉はなかった。</li> </ul>	・法第3条(氏名 等の不明示)
・「いやです。」と断ったが、1時間ほど勧誘を受け、契約しないと帰ることができない状況となってしまった(3日前にも2時間の勧誘を受け、契約させられている。 ・繰り返し「買いません、要りません。」と断っているにも関わらず、相当長い時間、本当にしつこく買ってほしいと言っていた。昼前に店に入り、出てきたのは夕方だった。	・法第7条第3号 施行規則第7条 第1号(迷惑を 覚えさせる勧 誘)
・現在は働いていない者に、約1ヶ月の間に、絵画4件、総額約370万円の契約を締結させた。 ・契約当時バイト収入しかない学生に対し、一週間足らずの間に、絵画2件、契約金額:約150万円の契約を締結させた(数日前にも2時間の勧誘を受け、契約させられている)。・200万円程度の年収の者に、約1ヶ月の間に、絵画3点、総額約230万円の契約を締結させた。	・法第7条第3号 施行規則第7条 第3号(適合性 に反する勧誘)
<ul> <li>・「あげたいものがあるから店に来るように。」と言われたので出向いた。</li> <li>絵を買ってほしいというような話はまったくなかった。</li> <li>・「頼みたいことが、あるので来てほしい。」と電話で言ってきた。</li> <li>・「絵を見せたい。」と連絡があり行った。「絵を見に来て」とは言われたが、「買って下さい」という言葉はなかった。</li> </ul>	・条例施行規則第 2条第1号(販 売目的隠匿)
・「いやです。」と断ったが、1時間ほど勧誘を受け、契約しないと帰ることができない状況となってしまった(3日前にも2時間の勧誘を受け、契約させられている。 ・繰り返し「買いません、要りません。」と断っているにも関わらず、相当長い時間、本当にしつこく買ってほしいと言っていた。昼前に店に入り、出てきたのは夕方だった。	・条例施行規則第 2条第8号(ア ポイントメント セールスによる 強引勧誘)

・「絵には余り興味がないから。」と断ったのに、帰してくれる様子はな · 条例施行規則第 く、2時間近くもしつこく勧誘を受けた。絵を買うことを承知しなけ 2条第11号 れば、解放してくれない気配であった。 (長時間の迷惑 ・相当長い時間、本当にしつこく買ってほしいと言っていた。昼前に店 勧誘) に入り、出てきたのは夕方だった。 ・4人に取り囲まれ、帰してくれる様子はなく、気づいたときには印鑑 を押さなければいけないのか、というような困り果てた状態になって いた。なお、展示会場には少なくとも3時間くらいいた。 ・本当は1ヶ月足らずしか勤めていなかったのに、勤務年数の箇所に4 ・条例施行規則第 ヶ月と、年収の欄も300万円以上、とそれぞれ記入するように店員 2条第18号 から言われた。 (虚偽表示の示 ・そのときもう仕事はしていなかったが、「実家でお店をやっているのな 唆) らそれを書き入れてください。」と販売員に言われ、祖母が経営してい る店の名前を勤め先に書き入れ、収入も言われるままに書き入れた。 現在は働いていない者に、約1ヶ月の間に、絵画4件、総額3.750.810 ・条例施行規則第 円の契約を締結させた。 3条第2号(返 ・契約当時バイト収入しかない学生に対し、一週間足らずの間に、絵画 済不能に陥るこ 2件、契約金額:1,519,245円の契約を締結させた(数日前にも2時間 とが明らかな者 の勧誘を受け、契約させられている)。 との販売契約) ・200 万円程度の年収の者に、約1ヶ月の間に、絵画3点、総額2,299,290

## 3 勧誘事例

#### 事例 1

円の契約を締結させた。

平成18年7月から8月にかけて、消費者甲と4件、370万円余りの絵画販売契約を締結。

第1回目の契約は、大規模商業施設に仮設した貴社の展示スペースにおいて契約した。この契約については、2時間近く勧誘を受け、90万円から次第に値が下げられ、最終的には50万円で契約(分割手数料を含めると、70万円余り)することになった。このとき会場を甲に付き添って案内した従業員に対して、甲は、以前は登録した派遣会社から派遣されていたが現在は働いていないこと、などを伝えていたにも関わらず、契約書の勤務先欄に登録した派遣会社を、勤務年数の欄に本当は1ヶ月足らずしか勤めていなかったのに4ヶ月と、年収の欄も300万円以上と、それぞれ記入するように従業員から言われ、おかしいとは思ったものの、甲はそのとおり書き入れた。

2日後の午後3時ころに、第1回目の契約の際にくれると約束された本をもらいに名古屋の店に行ったところ、本を受け取った後にまた、絵画購入の勧誘を受けた。「どの絵が一番好きか。」ということを尋ねられた甲は、入り口に一番近いところに飾ってあった絵が好きと答えると、支店長が足を怪我したときに、自分の部屋にこの作家の絵が飾ってあったため、怪我の治りが早かった、等という話を聞かされ、そのとき精神的に落ち込んでいた甲は、「この作家の絵を買えば気分もよくなるか。」、等と思い、その絵をクレジットの手数料も合わせて85万円ほどで契約した。

その直後にも、「店にこないか。」との誘いがあり、特に用事もなかった甲は行くことにしたが、このときも「絵を買ってくれ。」という話しは一切なかった。店舗に赴いた甲はまた絵画購入の勧誘を受け、「本来なら売らない絵だが、甲になら売ってもいい。」と言われ、

これも何かの縁かと思い、そこまで自分のことを思ってくれるのに断るのは悪いと思った 甲は、その絵を約85万円で契約してしまった。契約するとき、この絵は版画化すること が決まっており、「原画をこのような値段で売ることはないし、この絵は後で値が上がる。」 というような話を繰り返された。

4回目の契約の少し前に従業員から電話連絡があり、「また、あげたいものがあるから店に来るように。」と言われてしまい、甲は断れずに行くことにした。当日、店に行くと、やはり絵画購入の勧誘を受け、甲には「絵を見る目がある。」等と褒められもしたこと、2枚目の絵を買ったときにも言われていたが、社長の方針として、「客が支払えなくなるほどの契約はさせない。」、ということだったので、甲は自分でも支払いができるような気分になり、クレジット手数料込みで135万円弱の契約をした。

#### 事例 2

平成19年3月、消費者乙と2件、150万円余りの絵画販売契約を締結した。

午後6時か7時ごろ、仮設の絵の展示会場付近を歩いていた消費者乙を従業員が呼び止め、展示場に誘った。会場内では、乙は従業員に対して、絵に興味はないこと、今は学生でバイトをしていること、4月からの就職が決まっていること、を話した。しばらくして、従業員から絵の購入を勧められた乙は、絵に興味がなかったので、「もう遅いので帰ります。」とか、「絵にはあまり興味がないから。」などと断ったが、帰してくれる様子はなく、2時間近くも執拗な勧誘を受け、何度も、何度も断ったものの、絵を買うことを承知しなければ、解放してくれない気配であったため、乙は、絵を分割手数料込みで95万円弱で買う契約書にサインをすることにした。

その3日後の夕方、乙は携帯電話で「頼みたいことがあるので、来てほしい。」との従業員からの連絡を受け、3日前と同じ仮設の展示会場へ乙は行ったところ、契約額が他の人より少ないこと、形式だけでもいい、すぐクーリングオフしてもいいから、などと絵画購入を勧誘され、きっぱりと断ったものの、1時間ほど勧誘を受けた乙は、前回と同様に、契約しないと帰ることができない状況となってしまい、仕方なく絵を分割手数料込みの60万円弱で買う契約をした。

### 事例3

平成18年12月、消費者丙と3件、約230万円の絵画販売契約を締結した。 第1回目の契約は、丙の携帯電話に、電話かメールかで、従業員から、「絵を見せたい。」 と連絡があり、栄の店に行くこととしたものである。

店に行ったのは昼前のことで、店に入ると4~5人の店員がいた。絵を見せられた丙は、絵を買うつもりはないと言ったが、何度も勧められるうちに買わされる雰囲気になった。繰り返し丙は、「買わない、要らない。」と言ったものの、丙の言うことを聞いてくれず、何が何でも売りつけようとする姿勢であったこと、高価な額から段々値が下げられ、ついには、45万円となり、空腹感を覚えるとともに、長時間の勧誘を受け、この場から一刻も早く立ち去りたいと思う気持ちと、買わなければ、帰してくれない、という諦めの気持ちで、丙は、分割手数料を含めて65万円余で絵を買うことにした。契約をしてからもいろと話をして、結局店を出たのは夜の7時くらいだった。

同月末にも同じように、電話かメールかで「絵を見に来て。」、と呼び出された丙は、前回と同じ、栄の店舗へ行った。このとき、「絵を見に来て」とは言われたものの、「買って下さい」という言葉はなかった。

この日も丙は昼前に店に入ったが、「絵を買わないか。」と執拗に勧められ、最初の時と

同様に、分割手数料込みの95万円弱で絵を買う契約書を書かされてしまった。なお、丙の収入について、第1回目の契約の際、年収欄への記載方法について丙から尋ねられた従業員が書き方を指示していることから、丙の月給から年収が200万円程度であることを知っていた。

その後、信販会社から、これら2件とは別の絵画を70万円余で買ったとする契約に基づく支払い明細書が丙に届けられた。しかし、契約書に記載されている契約日は丙の勤務日であり、契約できるはずがなく、信販会社から取り寄せた契約書の写しの住所、氏名も丙が書いたものではなかった。この契約は架空のものである。

#### 4 関係法令

特定商取引に関する法律(抜粋)

(定義)

- 第2条 この章において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一 略
  - 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者(以下「特定顧客」という。)から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う指定役務の提供

### 2~4 略

(訪問販売における氏名等の明示)

第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その 相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結につ いて勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなけ ればならない。

(指示)

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し、又は次に 掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の 利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置 をとるべきことを指示することができる。

#### 一、二略

- 三 前二号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの。 (業務の停止等)
- 第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 特定商取引に関する法律施行令(抜粋)

(特定顧客の誘引方法)

- 第1条 特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項第2号の政令で定める方法は、 次のいずれかに該当する方法とする。
  - 一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項 に規定する信書便(以下「信書便」という。)、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若 しくは法第11条第2項に規定する電磁的方法(以下「電磁的方法」という。)により、若しくは ビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住 居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを 告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

\_ 略

特定商取引に関する法律施行規則(抜粋)

(訪問販売における禁止行為)

- 第7条 法第7条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について 迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
  - 二 略
  - 三 顧客の知識 経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと。

四~七 略

県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜粋)

(不当な取引行為の禁止)

- 第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに 該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。
  - 一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、 又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不 当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
  - 二 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を 締結させる行為

三、四略

2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為の是正勧告)

- 第13条の3 知事は、事業者が第13条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行つている と認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。
- 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(抜粋)

(不当な取引行為)

- 第2条 条例第13条第1項第一号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
  - 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供する意図を明らかにせず、若しくは商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二~七 略

八 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

九~十 略

十一 長時間にわたり、反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十二~十七 略

十八 消費者に対し、年齢、職業、収入等の契約を締結する上で重要な事項を偽ることを唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

十九~二十一 略

- 第3条 条例第13条第1項第二号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
  - 一略
  - 二 消費者が商品を購入し、又は役務の提供を受けるため金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用を供与し、 又はそのような信用の供与を伴う契約を締結させる行為

三~九 略